



雄勝地区  
(雄勝公民館)



味噌作胴ばやし愛好連による太鼓と獅子舞で盛り上がりました



牡鹿地区  
(牡鹿体育館)



友人や恩師との再会を楽しんでいました

●平成 18 年成人式 対象者数および出席状況● (人)

	対象者数			出席者数		
	男	女	計	男	女	計
石巻	797	758	1,555	565	544	1,109
河北	87	95	182	74	84	158
雄勝	30	36	66	24	33	57
河南	137	121	258	105	96	201
桃生	57	61	118	44	55	99
北上	26	45	71	23	37	60
牡鹿	31	28	59	24	21	45
合計	1,165	1,144	2,309	859	870	1,729



桃生地区  
(桃生文化交流会館)



県内トップを切っでの開催  
寺崎青年会の法印神楽が晴れ舞台に花を添えて  
いました

生まれてから20年の間に、たくさんの人たちに出会い、たくさんの経験をし、たくさんの想いを学びました。挫折といえは大げさですが、未来が見えなくなるほどに「つらかったり、苦しかったりするようないいこともありました。」  
大学受験をやめ、今度こそ現実的な将来を考えようと思いい事に就きましたが、その仕事は「とりあえず」でしかなく自分の夢とはまったく関係のない仕事でした。将来のことを考える時間だとはわかっていても、思い描いていたものとは全く違う現状を、本当の意味では認められませんでした。  
しかし、「理想」と「現実」に差があるのは当たり前。大切なのは、どんな状況であっても自分と、自分がしてきたことを認めてあげることだと気づきました。  
新成人としての目標は、「自ら選んだ結果なら、どんな状況であっても背筋を伸ばし、胸をはり、顔を上げてまっすぐに前を見ていられる」すべての人たちに恥じない大人になることです。



あずさ  
及川 梓さん  
(桃生地区)

成人として

# 市・県民税の申告

## 2月9日(木)から3月15日(水)まで

正しい申告をしましょう

今年も税の申告の時期がやってきました。

市では、平成18年度の申告受付を行います。今回は、市町合併後初の申告となりますので、事務統合の関係上、旧市内の方にこれまで送付していた申告用紙を送付する代わりに案内を送付しますので間違いのないようお願いいたします。

案内が届かない方でも申告が必要と思われる方は、最寄りの会場においでください。

また、今年度から税の法律改正により、これまで税がかかる方が少なかった65歳以上の老年の方にも税金がかかるケースが多くなります。そのような方は、あらかじめ年金から所得税が源泉徴収されていると思われるので、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

市民の皆さんが健康で潤いのある豊かな暮らしを送るための大切な税ですので、社会のルー

ルとして正しい申告をしましょう。

### 申告が必要な方

▼平成18年1月1日現在市内に住所がある方で、平成17年中に収入が有り、次の項目に該当する方。

- ① 営業等、農業、不動産、一時、配当などの所得のあった方。
- ② 給与所得者で、会社で年末調整されていない方や2カ所以上の会社から給与を受けた方。
- ③ 平成17年中に会社を退職して再就職していない方。
- ④ 給与、年金所得者で医療費控除や雑損控除などの各種控除を受けようとする方。
- ⑤ 収入が無い方や、遺族年金などの非課税所得のみの方で、市の国民健康保険に加入している方。

### 申告しなくてもよい方

- ▼ 税務署で確定申告をした方。
- ▼ 会社で年末調整済みの方。

### 申告に必要なもの

▼ 事業所得者は、売上げや経費などがわかる各種帳簿および領収書。(帳簿などをあらかじめまとめてくるとスムーズに終わります)

▼ 給与所得者および年金所得者は、源泉徴収票または給与支払明細書。

▼ 平成17年中に支払った生命保険料、損害保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、医療費などの支払証明書や領収書。

▼ 要介護認定に係る障害者控除を受ける方は、市交付の障害者控除対象者認定書。

▼ 印かん(金融機関届出印)  
▼ 還付金振込用口座番号



☎ 市民税課(内線240・278)

## 税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は

自分で書いて送付などで!

平成17年分の所得税確定申告の税務署窓口での受け付けは、2月16日(木)から3月15日(水)までです。還付申告の方は1月から受け付けを行っています。

税務署では、自分で確定申告書などを作成していただくための作成指導を行っています。確定申告書などの記載の仕方など分からない点がありましたら、お気軽に税務署または電話相談センターにお問い合わせください。

インターネットをご利用の方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で確定申告書を作成することができますのでぜひ一度トライしてみてください。

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

申告書などの送付先

〒986-0827  
石巻市千石町2番35号  
石巻税務署  
石巻税務署  
〒22-4151  
石巻市千石町2番35号

税務署にお電話をいただければ、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。なお、電話相談センターは、東北税理士会会員税理士の協力をお願いしています。

## 平成18年度の主な改正点

- ★ 高齢者控除の廃止 → 65歳以上の方に適用されていた控除が廃止されました。(市・県民税で48万円、所得税で50万円が0円)
- ★ 公的年金等控除の縮小 → 65歳以上の方の控除額上乘せ措置が廃止されました。(最低保障 140万円が120万円)
- ★ 高齢者に係る非課税措置の段階的廃止 → 高齢者に係る非課税措置(125万円以下)が段階的に廃止されます。(平成18年度市・県民税1/3課税、平成19年度市・県民税2/3課税)
- ★ 定率減税の縮小 → 市・県民税に係る定率減税が半減されました。(市・県民税15%→7.5%、所得税(平成18年分から)20%→10%)